

6 日 獣 発 第 278 号
令和 6 年 12 月 18 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師による飲酒運転防止等の法令遵守への注意喚起について

このことについて、令和 6 年 12 月 2 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（獣医事監視班 担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、適切な獣医療の提供により、獣医師に対する社会的信頼に十分に應えるため、獣医師による飲酒運転防止等の法令遵守への注意喚起を依頼するものです。

また、各地方獣医師会からご要望があれば、倫理講習会への講師派遣等も実施しているとのことなので、併せてご検討いただけますようお願いいたします。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会
事業担当：岡本
TEL:03-3475-1601
E-mail: okamoto@nichiju.or.jp



事務連絡
令和6年12月2日

各都道府県 獣医事担当

(公社) 日本獣医師会 事務局

(公社) 全国農業共済協会 家畜共済総合対策室 事務局

御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐(獣医事監視班 担当)

獣医師による飲酒運転防止等の法令遵守への注意喚起のお願い

日頃から我が国の獣医療提供体制整備にご尽力いただき感謝申し上げます。関係者との関係構築や地域経済への貢献は、獣医師として地域住民として極めて重要な課題であり、飲酒もそのツールのひとつと承知しております。一方で本年11月1日からは、自転車の酒気帯び運転等の罰則も強化されています。

飲酒運転等の危険運転は厳罰化が進む中、罰金刑等に処せられるばかりでなく、運転免許停止といった道路交通法に基づく行政処分に処されるほか、獣医師が飲酒運転等の罰金以上の刑に処せられた場合、獣医師法に基づく免許の取消又は業務の停止といった行政処分も併せて講じられます。

そのほか、各報道等によると公務員獣医師の場合は地方公務員法に基づく懲戒免職(退職金等不給付)や公表、勤務獣医師の場合は各組織のコンプライアンス対応のための謹慎や組織的再発防止策の実施など、その他の社会的制裁も措置される事例があると承知しております。

法令違反への措置が一般国民以上に重いことは、一般国民の権利を制限したうえで公衆衛生の向上や畜産業の発展等のために獣医師免許が与えられている皆様に対して社会が高い倫理観を求めているという論拠でもあります。

法令遵守のため、例えば飲酒運転防止に関して、飲んだら乗らない、予め代行運転を予約する、自転車では飲みに行かないといった一般的なリスク回避措置を検討ください。また、飲酒翌日等にアルコールが残留し検挙といった事例も散見されます。獣医師としての生理学等の知見活用も併せてご検討ください。

以上、各分野でのご活躍で多忙な折、大変恐縮ではございますが、飲酒運転防止等を含めた獣医師の皆様の法令遵守について改めて周知のほど、よろしくお願いいたします。

また各地区獣医師会等からご要望あれば倫理講習会への講師派遣等も実施しておりますので、併せて各組織でご検討いただけますようお願いいたします。

以上

【参考 1】獣医師法（昭和 24 年法第 186 号）

（中略）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により獣医師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、獣医師道に対する重大な背反行為若しくは獣医事に関する不正の行為があつた者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者
- 五 第八条第二項第四号に該当して免許を取り消された者

（中略）

第八条 （中略）

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。
- 二 第二十二條の規定による届出をしなかつたとき。
- 三 前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。
- 四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

（以下略）

【参考 2】自転車に関する道路交通法の改正について

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html